○筑波大学山岳科学センター利用規程

（平成２９年4月２１日制定
山岳科学センター長決定）

令和元年９月２７日改正
令和７年１月２２日改正

（目的）

第１条 この規程は、山岳科学センター細則（平成２９年生命環境系部局細則第４号。）第１５条の規定に基づき、山岳科学センター（以下「ＭＳＣ」(Mountain Science Center の略）という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第２条 ＭＳＣの利用施設は次のとおりとする。

(1) 菅平高原実験所
(2) 八ヶ岳演習林
(3) 井川演習林
(4) 筑波実験林

（利用の原則）

第３条 ＭＳＣの利用については、学術研究、学生に対する教育及び実習並びに研究指導、社会教育などの目的に限り利用することができる。

（利用資格）

第４条 ＭＳＣを利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) 本学の職員
(2) 本学の学生
(3) 本学以外の大学、研究機関の職員又は学生
(4) その他、山岳科学センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

（利用の手続）

第５条 ＭＳＣを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用の１週間前（菅平高原実験所においては１０日前）までに、所定の利用申込書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

（利用者の義務）

第６条 利用者は、別に定める利用心得を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めると共に、利用を終了した際は、原状に回復するものとする。

２ 利用者は、ＭＳＣを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にＭＳＣを利用した旨を明記しなければならない。

３　利用者は、前項の公表された論文等の写を、ＭＳＣに送付しなければならない。

４ 利用者は、故意又は重大な過失により、施設・設備等を破損、滅失又は汚損したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

（実験器具等）

第７条 利用者がＭＳＣの施設において使用する実験器具類、薬品類及び肥料等については、センターが供用するものを除き、原則として、利用者が持参するものとする。

（許可の取消し）

第８条 センター長は、利用者が、この規程に違反し、又はＭＳＣの運営に重大な支障を及ぼす恐れがあると判断した場合には、利用の途中であっても、利用の許可を取り消すことができる。

（宿泊施設の利用）

第９条 利用者が、ＭＳＣの利用に当たり、宿泊を必要とする場合はＭＳＣの宿泊施設を利用することができる。

２　宿泊しようとする者は、別表１に定める使用料を納付しなければならない。

３ 菅平高原実験所宿泊棟を利用し食事をしようとする者は、別表２に定める食事料を納付しなければならない。

４ 利用者の都合により、宿泊施設の利用を取り消した場合、既に納付した使用料及び食事料は、返還しない。

（その他）

第１０条 この規程に定めるもののほか、ＭＳＣの利用に関し必要な事項は、第２条に定める利用施設ごとに定める利用内規等によるものとする。

附　則

１　この規程は、平成２９年４月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則　（令和元年９月２７日改正）

１ この規程は、令和元年９月２７日から施行する。

附　則（令和７年１月２２日改正）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第９条第２項関係）

菅平高原実験所宿泊棟使用料（1 泊あたり）

	利用期間	
	2 泊以内	3 泊以上
教職員・研究員 ・その他一般	2,400 円	2,400 円
学生・研究生	1,600 円	1,200 円

八ヶ岳演習林宿泊棟使用料（1 泊あたり）

	金　　額
教職員・研究員:その他一般（学内）	2,000 円
教職員・研究員:その他一般（学外）	2,500 円
学生・研究生	500 円

井川演習林宿泊棟使用料（1 泊あたり）

	金　　額
教職員・研究員:その他一般（学内）	1,500 円
教職員・研究員:その他一般（学外）	2,500 円
学生・研究生	1,000 円

別表２（第９条第３項関係）

菅平高原実験所宿泊棟食事料

朝食	昼食	夕食
３００円	４００円	６００円